

大分県豊かな人生を送るために 「人生会議」の普及啓発を推進する条例

大分県議会政策検討協議会 前会長 土居 昌弘

1 条例制定に至った経緯

「人生会議」は「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」とも呼ばれ、本人が希望する医療やケアなどを受けるために大切に行っていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組であり、国も普及啓発を進めています。

本県では、以前から「健康寿命日本一」を目指し、健康寿命を延伸し「生活の質」を高める施策を展開しています。本県議会では以

前、この運動を県民主導型の「健康寿命日本一 おおいた県民運動」として推進するための議員提案条例を制定しています。

私としては、この取組を更に一歩進めて、「人生の質」を高める施策が必要であると考えていました。このような中、ACPという考えに出会い、国がそれを「人生会議」と名付け、普及を進めていることを知りました。

私は、この人生会議の取組を進めることが、多死社会を迎える我が国で、死をタブー視するのではなく死を見つめることにつながり、結果として「人生の質」を高め「生」を充実させることになると確信し、大分県議会政策検討協議会において、「人生会議」をテー

マとした条例の制定を目指し、調査研究を行うことになりました。

大分県議会政策検討協議会は、議会が二元代表制の一翼を担い、政策立案機能の充実・強化を図るため、議員提案による条例制定、政策立案・提言等について、会派間の協議、調整を行うことを目的として、各会派から推薦された委員をもって構成されています。

「人生会議」に関する条例は全国初の取組であり、他に類似のものはありませんでした。委員間の議論においては、賛同する意見もある一方、その重要性は理解できるが、人の内面に関わるデリケートな側面もあることや、どうしても終末期との関連を連想してしまう

大分県は「大分県豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例」を制定した（条例第30号として令和2年7月公布、施行）。

全ての県民が豊かな人生を送ることのできる大分県を目指し、国が普及啓発を進める「人生会議」を広く推進し県民の理解を深めることを目的とする条例。議員提案による条例で、全会派から選出された議員で構成する「政策検討協議会」が協議・検討を行った後、全会一致で議決された。「人生会議」の普及啓発を推進する条例は、全国初となるもの。

政策検討協議会の様子



ため、知りたくない・考えたくないといった各個人の意思に十分配慮する必要があるなどといった意見もあり、当初より調整は難航しました。

このため、まずは各々の委員自らが「人生会議」について理解を深めることが重要と考え、県の担当部局から現状と取組を聴取するとともに、地域での「人生会議」の推進者である医療・介護関係者、がん・難病・認知症患者の団体、また、国全体として取組を進める厚生労働省と意見交換を行い、併せて県内外の研修会へ積極的に参加しました。そうし

た中で、「人生会議」の取組は始まったばかりであり、まずは正しい理解が必要であることから、その普及啓発を旨とする条例を制定してはどうかとの御意見を頂きました。

これを受け、正しい情報提供による理解の促進を図るため、県、市町村、関係機関の連携による普及啓発を推進することを主な内容とする条例を制定することについて、ようやく協議会として意見の一致を見ることができました。

その後、パブリックコメントによる県民からの意見聴取など、約9か月間にわたる検討を経て条例案を完成し、協議会から議長に報告を行いました。その後、各会派の同意を経て、議員提案条例として令和2年第2回定例会で可決成立し、同年7月8日に公布されました。

2 条例の内容の解説

(前文)

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けていくことは多くの県民の願いであり、そのためには住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めることが非常に重要となる。

地域包括ケアシステムの構築・充実を図

るには、医療・介護等の専門職のみならず、そこで暮らす住民の理解、協力が必須であり、「人生会議」に対する理解が広がることにより、地域での関心がさらに高まると考えられる。

国が普及啓発を進める「人生会議」は、本人が希望する医療やケアなどを受け取るために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組である。

本県は、これまで「健康寿命日本一」を掲げ、県を挙げた取組を進めてきたところであるが、ここに、より一層県民一人一人の人生の質を高め、全ての県民が豊かな人生を送ることのできる大分県を目指し、この条例を制定する。

【趣旨】

「人生会議」の普及啓発を通じて地域包括ケアシステムへの関心を高め、豊かな人生を送ることができる大分県を目指し、この条例を制定するに至ったことを宣言するため、前文を設けました。

【解説】

現在、我が国では、団塊の世代が75歳以上

になる2025年を目前に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを進めていくことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

国（厚生労働省）は、英米諸国で進められていたアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の取組について、2018年（平成30年）に「人生会議」と愛称を付け、本格的に取組を開始しました。

地域包括ケアシステムの構築・充実は、人生会議における選択を広げ、より本人らしい生活の確保につながります。さらに、地域住民の間に「人生会議」に関する理解が広がることは、自らの住む地域における地域包括ケアシステムへの関心の向上へと結び付きます。

厚生労働省が設置した検討会（人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会）による報告書では、

○人生の最終段階において、本人の意思に沿った医療・ケアが行われるようにするために、人生の最終段階における医療・ケアについて繰り返し話し合う取組が、医療・介護の現場だけではなく、国民一人一人の生活の中に浸透することが必要である。

○現在は、医療・介護現場における意思決

定支援の実践や地方自治体の情報提供の取組は、十分に広まっていない。

○国民全体が、人生の最終段階における医療・ケアについて、ACP等の概念を盛り込んだ意思決定及びその支援の取組の重要性をより深く理解できるように、一層の普及・啓発が必要である。

○取組が広く行われるような環境をつくっていくことで、全ての国民が、自分らしい暮らしを送りながら、人生の最終段階における医療・ケアを自らが選択し、本人と家族等が納得した上で、人生の最終段階を迎える状況が実現していく。

としており、（この時点では「人生会議」という愛称は定められていませんでしたが）普及啓発の目的と必要性が示されています。

高齢化が全国と比較し急速に進む本県において、長寿という言葉は「人生の量的な側面」に加えて、「人生の質的な側面」を高める取組が求められ、これに「人生会議」が有効だと考えています。しかし、国の先導により、「人生会議」の全国的な取組が始まって間もないことから、県としてまずは広く県民に対し、「人生会議」の普及啓発（適切な情報提供等）を丁寧に進めていくことが重要であると考えています。

（目的）

第1条 この条例は、県、市町村及び関係機関が連携・協力し、人生会議に関する普及啓発を広く推進することにより、人生会議に対する県民の理解を深めることを目的とする。

【趣旨】

本条例の目的を定めたものです。

【解説】

本条例は、「人生会議」について普及啓発を広く推進し、県民の理解を促進することを目的としています。「人生会議」の取組自体は、本人が主体となって、家族や友人、医療・ケアの専門家などと何度も話し合いを繰り返しながら、共有する取組となりますが、本格的な取組が始まったばかりである現時点では、県が中心となって県民に対する適切な情報提供を行うことで、理解の裾野を広げ、十分な浸透を図る必要があります。

（定義）

第2条 この条例において「関係機関」とは、医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう）、老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規

定する老人福祉施設をいう。)その他の人生会議に係る機関・施設等をいう。

【趣旨】

本条例の用語について定義するものです。

【解説】

関係機関として、病院や診療所などの医療機関、養護老人ホームや特別養護老人ホームなどの老人福祉施設、さらに、その他の人生会議に係る機関・施設等については、社会福祉協議会や民生委員、有料老人ホームなどを想定しています。

なお、「人生会議」について厚生労働省は、「人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組」としていますが、本条例は、広く県民を対象とした普及啓発の推進を目的としていることから、前文内で「本人が希望する医療やケアなどを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人など周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組」とし、「人生の最終段階」という限定された期間を表す表現は使用していません。

時期を問わず、県民それぞれが自らにとつて「人生会議」が必要と感じた、正にその時

から、取り組むことを意識し、医療やケアのことだけに限らず、自分にとって大切なことや望んでいることを、将来のもしもの時に備えて、少しずつ考え、周囲の信頼する方と話し合い共有することを始めていただきたいと考えています。

(普及啓発の推進等)

第3条 県は、リーフレットの配布、セミナーの開催等の手段により、広く県民に対して人生会議に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、前項の普及啓発を推進するに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

- 一 人生会議は、本人の主体的な意思によりなされるものであり、取組を行う又は行わないことを強制されるものではないこと。

二 日々の暮らしの中で、誰もが日常的に話し合える環境づくりを進めることが重要であり、知りたくない、考えたくないなど、各人の意思について十分配慮する必要があること。

【趣旨】

本条は、「人生会議」の普及啓発の推進と、それを行うに当たり配慮すべき点について定

めたものです。

【解説】

1 リーフレットの配布やセミナーの開催は例示であり、その他あらゆる手段を活用し、効果的な普及啓発を行う必要があります。

2 県民に対する「人生会議」の普及啓発を進めていきますが、これは決して人生会議に取り組むことを強制するものではなく、各人の考えによることとなります。また、「人生会議」には人の内面などに関わるデリケートな側面もありますので、立場や心情に十分配慮し、誤解を招かないよう進める必要があります。

(人材の育成)

第4条 県は、地域における人生会議に関する普及啓発を担う人材を養成するため、市町村及び関係機関の職員等に対し、知識の習得、理解の促進のための研修等必要な取組を行うものとする。

【趣旨】

本条は、県が行う「人生会議」の普及啓発を担う人材育成について定めたものです。

【解説】

地域における普及啓発を効果的に進めるには、市町村や関係機関との連携が重要となります。このため、県は、市町村や関係機関の

職員等に対し知識習得や理解促進のための研修を行うなど、人材の育成に取り組み必要があります。なお、関係機関の職員等には、第2条に規定する関係機関の医師や看護師などの医療従事者を始め、介護職員、その他の職員など広く対象として含まれます。

(市町村及び関係機関の役割等)

第5条 市町村及び関係機関は、県が実施する人生会議に関する普及啓発に連携・協力するとともに、各々創意工夫した人生会議に関する普及啓発を行うよう努めるものとする。

2 関係機関は、本人や本人を身近で支える家族等に対し、人生会議に関する適切な情報を提供する等の支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市町村及び関係機関の役割について定めたものです。

【解説】

1 市町村は県と連携して、地域におけるセミナーの開催などに協力するとともに、自主的に創意工夫した普及啓発に努めるよう求めています。例えば、医療や介護に係る担当部局は、本人や家族等が医療や介護等に関する相談に訪れた際

に、人生会議に関するリーフレットを配布するなどして、適切な情報提供を行うといったことなども考えられます。

2 関係機関は、本人や身近で支える家族に対して、医療や介護サービスの相談で来たときや、サービス提供の機会などを通じて、本人や家族が置かれている状況に合わせて適切な情報提供を行うなどの支援に努めるよう求めています。

3 本条例に基づく取組と今後の展望

本県では、昨年度から、在宅医療・人生会議に関する地域セミナーを県内5か所で開催するなど、県民に対して「人生会議」に関する普及啓発を行う取組を開始しました。条例の制定を受け、今年度はそうした取組を引き続き実施するとともに、新たに、「人生会議」に関する患者からの相談に適切に対応できる医療・介護従事者等を育成する研修も実施する予定としています。

今後とも、県議会と県執行部で連携・協力しながら、「人生会議」の普及啓発を推進するための施策に取り組むことにより、より一層県民一人一人の人生の質を高め、全ての県民が豊かな人生を送ることのできる大分県を目指していききたいと考えています。

人生会議条例啓発用チラシ

条例の概要	
県の役割	<p>【普及啓発の推進等】</p> <p>○県は、リーフレットの配布、セミナーの開催等、広く県民に対し人生会議の普及啓発を行います。</p> <p>○普及啓発を推進するに当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人生会議の取組を行う又は行わないことを強制しない ・知りたくない考えたくないなどの各人の意思に十分配慮 <p>【人材の育成】</p> <p>○県は、地域における人生会議に関する普及啓発を担う人材を養成するため、市町村と関係機関の職員などに対し、知識の習得、理解の促進のための研修など必要な取組を行います。</p>
市町村・関係機関の役割	<p>○市町村と関係機関*は、県が実施する人生会議に関する普及啓発に連携・協力するとともに、各々創意工夫した人生会議に関する普及啓発を行うよう努めるものとします。</p> <p>○関係機関は、本人や本人を身近で支える家族等に対し、人生会議に関する適切な情報を提供するなどの支援を行うよう努めるものとします。</p> <p><small>*「関係機関」とは、医療機関、老人福祉施設、その他の関係する機関・施設等をいいます。</small></p>
<p>施行期日：令和2年7月8日</p> <p>お問い合わせ先</p> <p>【この条例について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大分県議会事務局政策調査課 〒870-0022 大分市大手町3-1-1 TEL：097-506-5032 FAX：097-506-1785 MAIL：a21000@pref.oita.lg.jp <p>【人生会議の普及啓発の取組について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大分県福祉保健部医療政策課 〒870-8503 大分市府内町3-10-1 TEL：097-506-2652 FAX：097-506-1734 MAIL：a12620@pref.oita.lg.jp 	

(裏)

豊かな人生を送るために 「人生会議」の 普及啓発を推進する条例

大分県議会では、より一層県民一人一人の人生の質を高め、全ての県民が豊かな人生を送ることのできる大分県を目指し、「豊かな人生を送るために『人生会議』の普及啓発を推進する条例」を制定しました。

「人生会議」の普及啓発を推進する条例の制定は、**全国初**となります。


「人生会議」とは？

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることが、できなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

この取組を「**人生会議**」と呼びます。
(出典 厚生労働省作成リーフレット)



大分県議会

(表)

●第61号 (2020年5月発売) 定価(本体1,150円+税)

・特集 ダイバーシティの推進と自治体

- 地方公共団体におけるダイバーシティの推進とその意義
- 障害者政策の動向と自治体の役割
- 性的マイノリティへの対応と自治体の役割
- 自治体におけるヘイトスピーチ解消に向けた動きについて
- 兵庫県尼崎市 公文書における性別記載欄の見直しについて
- 京都府 公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドラインについて
- 鎌倉市 共生社会の実現を目指す条例
- 豊島区男女共同参画推進条例
- 川崎市 差別のない人権尊重のまちづくり条例
- 大阪市 ヘイトスピーチへの対処に関する条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

- 香川県 ネット・ゲーム依存症対策条例
- 国東市 資金リスクマネジメント条例
- 環境の保全と創造に関する条例

・トピックス

- 「地籍整備の推進に関する政策評価<評価結果に基づく勧告>」の概要
- 戸籍法の一部を改正する法律の解説
- 地域再生法の一部を改正する法律の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール(通話料無料) | TEL: 0120-953-431 | Web | URL: <https://gyosei.jp>
受付時間: 月~金 9時から17時 | FAX: 0120-953-495 | Web | 社外

